

第4回銃砲規制のあり方に関する懇談会

1 日時

平成20年7月3日(水) 午前10時から12時まで

2 場所

警察庁第14会議室

3 出席者

委員	加毛 修	弁護士・銀座総合法律事務所
	田中 開	法政大学大学院法務研究科教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(座長)
警察庁	片桐 裕	生活安全局長
	井上 美昭	長官官房審議官(生活安全局担当)
	辻 義之	生活環境課長
	大塚 尚	生活安全局付

4 配付資料

- 資料1 委員名簿(略)
- 資料2 第3回銃砲規制のあり方に関する懇談会 次第(略)
- 資料3 参考資料
- 資料4 銃砲規制の在り方に関する意見書(仮題)(素案)
- 資料5 「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握について(通達)」
(平成20年6月16日付け警察庁丁生環発第168号)
- 資料6 銃砲刀剣類所持等取締法における刀剣類及び刃物の規制について
- 資料7 銃砲刀剣類所持等取締法に係るご配慮について要望書(岐阜県関刃物物産業連合
会・日本輸出刃物工業組合)
- 資料8 刃物の種類

5 議事要旨

- (1) 前回議論できなかった論点について、委員からおおむね次のような意見があった。
- ・ 銃砲スポーツ団体からは、猟銃等の所持が認められる年齢の引下げが要望されているが、今の段階で年齢の引下げは行うべきではないのではないか。
 - ・ 射撃競技団体からの推薦制度について、国民一般からの支持を得るためには、団体が制度をきちんと運営する必要があるのではないか。
 - ・ 実包の無許可譲受制度については、実包を購入し使用したという経緯を銃の所持者が把握できるような方法を最低限整備し、将来的にはそれを警察において把握できる制度に拡

充できればよいのではないか。

- ・ 実包の購入、消費状況等を台帳に記載させることが本当に機能するか、やや疑問である。あまり機能しないのであれば、無許可譲受制度を廃止することも考えられるのではないか。

(2) 秋葉原における無差別殺傷事件を受けたナイフの規制について、委員からおおむね次のような意見があった。

- ・ 国民は、刃物の「所持」は問題ないが「携帯」が禁止されるという銃刀法の規制について理解が不足しているので、もっと周知を計っていくべき。
- ・ 刃物の携帯禁止について、「正当な理由による場合を除き」という点は、普通の人なら、護身用で携帯する場合は問題ないと考えてしまうかもしれない。
- ・ ダガーナイフ等危険な刃物については、どのように規制するかという問題はあつたものの、何らかの方法で規制することは必要ではないか。
- ・ 危険性と社会的有用性という2つの観点から見た場合、ダガーナイフは殺傷能力が高い反面、社会的有用性は低いことから、規制すべきである。ペンシル型ナイフ、飛出しナイフなどもあまり社会的有用性がないことから、規制することとしても問題ないのではないか。

(3) 懇談会意見書素案について、委員からおおむね以下のような意見があった。

- ・ 「銃に関する社会共通のコンセンサス」は、安全、安心な社会を前提とするものの、銃の所持者は、銃についてもっと認知してほしいという方向であり、銃を所持しない人は、銃の所持者は自分たちが例外であることを自覚してほしいという方向なので、共通のコンセンサスと問われると難しい。
- ・ 今の段階では、全く責任のない人たちが銃の被害に遭っているという点に配慮しながら、銃の利用者に対して安全性、規制を求めていくという方向性でのコンセンサスを育てるということにならざるを得ないのではないか。
- ・ 先般、アメリカでは、銃規制が違憲であるという驚くべき判決が出たが、日本人の多くは、そもそも銃は日常生活に不要と思っているはずであるから、銃の有用性や銃を使用する権利も考慮する必要はあるものの、現時点ではやはり、規制する方向にならざるを得ない。そのことを銃の所持者に十分理解してもらった上で、所持者に対する教育や研修を充実することが非常に重要ではないか。
- ・ 専門医による診断をできるだけ求めるという方向性は問題ないが、専門医の数等を考慮すれば、実効性の観点からは疑問がある。
- ・ すべての所持許可申請者に対して専門医の診断を求めるよりは、必要な場合には専門医の診断を求めることができることとする方向がよいのではないか。その上で、必要性がある場合について具体的に検討しておく必要があるのではないか。
- ・ 破産手続開始の決定から復権を得るまでは2か月から3か月程度と短いのが通例であるので、裁判所との連絡に配慮しないと、不許可とすべきものを見逃す可能性があることに留意する必要があるのではないか。